# 令和5年度全国福祉高等学校長会 第27回総会・研究協議会 並びに福祉担当教員等研究協議会 宮城大会 [参加申込及び宿泊等申込のご案内]

期 日:令和5年8月3日(木)~8月4日(金) 2日間

会場:東北福祉大学仙台駅東口キャンパス 5階

〒983-8511 宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目5番地26号

『令和5年度全国福祉高等学校長会 第27回総会・研究協議会並びに福祉担当教員等研究協議会 宮城大会』の開催にあたり、参加される皆様の申込・宿泊・教育研修などの受付を近畿日本ツーリスト(株)仙台支店にて担当をさせていただくこととなりました。会全体のご成功をお祈りいたしますとともに、万全の態勢で取り組ませていただきます。

つきましては下記の要項をご参照の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社 仙台支店 支店長 伊藤 亮嗣

# 1. 大会参加費

お一人様 7,000円(非加盟校 8,000円)

# (1)参加申込方法

- ■大会へのお申込みは、別紙申込書に必要事項をご記入の上、近畿日本ツーリスト㈱仙台支店まで FAX又はEメールにてお申込ください。電話による受付は行っておりません。
- ■別紙申込書1通につき1グループとみなし、案内・連絡・請求をさせていただきます。個々の請求 となる場合はお手数ですが申込書をコピーの上、お一人様ずつ申込書の作成をお願い致します。 お申込後の分割請求はご案内出来かねますので、予めご承知おきください。尚、主催者様の委託に より、弊社仙台支店が代行集金させて頂いております。
- ■弊社が大会参加者の個人情報を、大会参加者との連絡や宿泊機関等の手配の為に利用させていただく他、必要な範囲において当該機関等へ提供することを同意の上、チェック欄にご記入下さい。
- ■『新規・変更・追加・取消し』の際は日付けの記入をお願い致します。
- ■学校以外に書類の送付先の希望がございましたら、連絡事項欄にご記入下さい。連絡先もご記入下さい。又、今後宿泊等に関して緊急に連絡を取らせていただく場合がございますので、差し支えがなければ携帯電話番号をご記入いただければ幸いです。
- (2)参加登録完了後

申込代表者様宛に「予約確認書、請求書」をFAX又は郵送にて7月中旬までに発送致します。

(3) お支払について

「請求書」到着後、記載の期日<u>7月24日(月)</u>までに指定の口座へお振込みください。 ※恐れ入りますが振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

(4) お申込締切日 令和5年7月5日(水)必着

# 2. お弁当申込のご案内

(旅行契約に該当しません)

■お弁当代金: 1, 000円(お茶付)

■設定日:令和5年8月3日(木)~令和5年8月4日(金) 2日間

# 3. 宿泊プランのご案内 (近畿日本ツーリスト株式会社 仙台支店が旅行企画・実施する募集型企画旅行となります。)

■宿泊設定日:令和5年8月2日(水)·3日(木)·4日(金)

■日程表

		日程
スケジュール	1日目	宿泊ホテル(泊) ※各自チェックインください。
	2日目	宿泊ホテル(発) ※各自チェックアウトください。

※上記は1泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて3泊までお受けいたします。

# ■ご旅行代金(宿泊プラン)

ホテル名	部屋タイプ	旅行代金	申込記号	備考
ホテルJALシティ仙台	シングル (バス・トイレ付)	12,800円	Α	
ダイワロイネットホテル仙台	シングル (バス・トイレ付)	11,500円	В	
ホテルビスタ仙台	シングル (シャワー・トイレ付)	11,000円	С	一部、バスタブ・トイレ付 の部屋もあります。
ホテル モンテ エルマーナ仙台	シングル (バス・トイレ付)	10,500円	D	
R&Bホテル仙台東口	シングル (バス・トイレ付)	8,800円	E	軽朝食となります。

※2泊以上の場合は泊数に応じた旅行代金が必要になります。

■添乗員:同行いたしません。 ■最少催行人員:1名

■部屋タイプ:シングル(1室1名利用)

■宿泊条件: 1泊朝食付(朝食1回) 消費税・サービス料を含む1名当りの金額です。

■旅行代金に含まれないもの

※上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

個人的性格の費用:(1)飲食代・クリーニング代・電話代など(2)傷害、疾病に関する医療費(3)任意の旅行傷害保険

※駐車場につきましては、各宿泊施設の規定に基づきお客様のご負担でお願いします。

予約につきましてもお客様にてお願いします。

※その他条件は、近畿日本ツーリスト株式会社 募集型企画旅行約款によります。

# 4. 教育研修(オプショナルツアーのご案内)

(近畿日本ツーリスト株式会社 仙台支店が旅行企画・実施する募

■旅行代金 お一人様 5,000円

集型企画旅行となります。)

■最少催行人員30名 募集人員45名 大型バス1台(利用バス会社:仙塩交通)

添乗員は同行いたしません。

日	次	行  程
		仙台駅東口====仙台東 IC===志津川 IC====◎南三陸 311 メモリアル・○震災復興
		08:30 10:00
8 /	<b>′</b> 5	祈念公園・〇南三陸さんさん商店街====語り部バスツアー(〇高野会館・〇戸倉公民館)
(=	E)	12:50 14:00
		====桃生津山 IC===仙台東 IC =====仙台駅東口
		15:30

- ※記号:大型バス=== ◎入場 ○下車 ※当日の道路状況により、多少時間が変更になる可能性がございます。
- ※食事回数 朝0回 昼0回 夕0回
- ※最少催行人員に満たないときは実施を取りやめる場合があります。この場合は「予約確認書、請求書」発送時にお知らせ致します。

# 5. 申込後の変更・取消し

- ■お申込み後に変更・取消が生じた場合は、FAXまたはEメールにて弊社までご連絡願います。 お電話での取消・変更は受付いたしかねますのでご了承ください。お申込書原本に変更・取消内容をご記 入の上、送信して下さい。ご出発後の連絡は電話にてお受けします。
- ■お申込み後の取り消しにつきましてはお申し出の日時より各取消料を申し受けます。ご入金後の返金は、変更・取消にて生じた変更・取消料を差し引いた金額を大会終了後、銀行振込にて返金させて頂きます。
- ■大会参加費については申込後の返金は一切できません。予めご了承ください。
- ■領収証については「予約確認書、請求書」発送時に同封の「領収証発行依頼書」にてご依頼ください。

【変更・取消料】 ※受付は弊社受付時間内(平日10:00~17:00)とさせて頂きます。

休業日と受付時間外の取消・変更のお申し出には対応ができません。翌営業日の受付となります。

お弁当(旅行契約にあたりません)

契約解除の日	お弁当取消料		
突が呼ばの口	(お一人様)		
設定日の前日から起算して2日目以前の解除	無料		
設定日の前日の解除	旅行代金の100%		
設定日当日の解除または無連絡不利用	旅行代金の100%		

・宿泊プラン、教育研修 (オプショナルツアー) (募集型企画旅行契約)

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	宿泊プラン・教育研修取消料 (お一人様)
旅行開始日の前日から起算して4日目以前の解除	無料
旅行開始日の前日から起算して3日目から2日目までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日(旅行開始前)までの解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

# 6. 旅行企画・実施(お申込・お問合せ先)

近畿日本ツーリスト株式会社 仙台支店

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央1-7-20東邦ビル5階

ボンド保証会員



観光庁長官登録旅行業第2053号

一般社団法人日本旅行業協会正会員

TEL: 022-221-6711 FAX: 022-221-6180 E-mail: sendai@or.knt.co.jp

営業時間:平日 10:00~17:00 担当:青木 康太/大久保 郁恵

(休日:土日祝) 総合旅行業務取扱管理者: 根本 清光

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

### 個人情報取扱いについて

- 1. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空券等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- 2. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- 3.上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## 旅行条件書

### ■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の
- \*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。 (2)電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾 , した日の翌日から起算して 3 営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお 支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお 願いいたします)

### ■ウェイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社 はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確 認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。) の際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した 場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取 り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申 出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り 金 | を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録 | は予約の完了を保証するものではありません。

- (1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又 は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬 聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり 特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も 直ちにお申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置 の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。 に際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コー スの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いた だいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させて いただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講 じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (3)18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とし ます。(但し一部のコースを除きます。)
- (4)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と 企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するもの とし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (5)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会 員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以 下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない 等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとし ます。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または 払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあっ た日となります。
- (6)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあり
  - ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断す
  - ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢 力であると認められるとき。
  - ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは 暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - ④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の 業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

# ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。 追加代金とは、①1 人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。 ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日 以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行 計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更 することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変 動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅 行代金を変更することがあります。 増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15日 目にあたる日より前にお知らせします。
- (2)複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契 約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金 を由し、受けます。

# ■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

契約解除の日	宿泊プラン・教育研修取消料
旅行開始日の前日から起算して4日目以前の解除	無料
旅行開始日の前日から起算して3日目から2日目までの解除	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
旅行開始日(旅行開始前)までの解除	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除またけ無連絡不参加	旅行代金の 100%

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

### ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)
- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

# ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります (一部例示)

### (国内旅行)

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって、13 日目(日帰り旅行は3 日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客

②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③申込条件の不適合

- 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤お客様が■申込条件(6)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

### ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係す る賠償限度額は 1 人 15 万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿 泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由 により損害を被ったとき。

### ■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った 定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として 入院日数により 2 万円〜20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円〜5 万円、携行品にかかる 損害補償金(15 万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。 ただ し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行 参加中」とはいたしません。

### ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更 の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、 について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅 行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更 -	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開 始前	旅行開 始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は 観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は 旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便 又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の 等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載 した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室 の条件の変更	1.0	2.0
<ol> <li>前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更</li> </ol>	2.5	5.0

### ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりませ ん。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企 画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書 面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速や かに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### ■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

# ■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、 通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。) ■個人情報の取扱いについて ※EU在住の方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際に ご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させ ていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲 内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等 に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとしま

- ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。こ の個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ、連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させてい ただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとし
- ハ.当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへの ご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グル プ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
- 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームペー

■ **募集型企画旅行契約約款について**この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <a href="http://www.knt.co.jp">http://www.knt.co.jp</a> からもご覧になれます。
当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
は本語を行いたが、3月末によって取る場合は、特別の書意によりたます。 また など また ない

この書面は、旅行業法第 12 条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合 は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります

2022年4月1日改定